

5 八丈支所管内鳥インフルエンザ防疫体制の再構築

○田中大也 磯田加奈子 亀山佳祐¹⁾

1) 八丈支庁産業課農務担当

要約

東京都では、鳥インフルエンザ(以下、AI)発生時に備え動員計画を策定し防疫作業にあたる防疫要員を確保している。島しょ部は地理的条件から防疫要員の動員は想定されていない。八丈町でAIが発生した場合は、防疫要員に代わり八丈島内在勤都職員からなる防疫補助員を設置しているがその役割は限定的だった。令和4年八丈町における新規養鶏場の開業を機に動員体制の見直しと関係機関との連携強化を行い、防疫体制の再構築を実施したので報告する。新たな防疫体制では防疫補助員の人数を拡充した。また、発生疑い時の農場立入補助及び焼却施設への運搬に限定した役割を、防疫措置全般を対象に拡大した。従来、家保職員不在時に限定して、発生疑い農場対応を実施する枠組みの衛生部局家畜防疫員(保健所獣医職)については、家保職員の存否に関わらず家保の要請に応じて発生農場対応を実施することとした。新たな防疫体制を整備するあたり、防疫補助員には講習会を行い、従来からの変更点と新たな役割分担について説明した。関係機関との連携強化として、焼却施設を所有する八丈町、鳥獣保護等野鳥関係を所管する八丈支庁と焼却手順の協議や野鳥のAI対応状況の情報共有を行った。また、農場消毒や汚染物品処理等防疫作業の民間業者委託を進めた。八丈支所としては、離島という特性上、防疫資材の入手が困難なことから事前の備蓄を実施した。今後も防疫体制の見直し及び関係機関との連携強化を継続する。

東京都家畜保健衛生所八丈支所(以下、家保八丈)は獣医職2名が所属し、東京の竹芝から南に300kmに位置する八丈島にある。八丈島までは羽田空港から飛行機が1日3便、竹芝港から船が1日1便運航している。令和4年に開業した管内で最大規模となる養鶏場(以下、A養鶏場)の防疫措置体制を検討したところ、従来の動員体制では不十分となる懸念が生じた。今回、動員体制の見直しを関係機関と協議し、防疫措置体制の再構築を実施したので報告する。

八丈島内の家きん飼養状況

島内の家きん飼養者は25戸でありA養鶏場の飼養羽数は397羽である。これまでの管内の最

大飼養羽数は65羽だった(表1)。

羽数	戸数
100以上	1 (397羽)
51~100	1
10~50	12
10未満	11

※令和5年12月時点

表1 八丈島内家きん飼養状況

A養鶏場は採卵鶏の開放式平飼い鶏舎で鶏卵は島内のホテル等に出荷している。鶏群は2ロットであり、約540日齢でロットごとにオールインオールアウトする計画である。飼養衛生管

理基準の遵守状況は概ね良好だが、八丈島は渡り鳥の飛来も多く、この農場周囲はため池があり猛禽類の襲来も確認されているためAI発生に予断を許さぬ状況である。

A 養鶏場での防疫措置想定

A 養鶏場を含め島内養鶏場の簡易検査でAI陽性が確認されると、その時点で東京都家畜保健衛生所(以下、家保本所)職員が作業応援のため航空機または船で来島するが天候不順による来島遅延も考慮する必要がある。家保八丈はその間、殺処分準備、関係機関との連絡調整、疫学関連農場調査等を実施する。また、家保八丈では検査体制が限定的なため簡易検査以降の検査は家保本所で実施する。農場で採材した検体は八丈島から羽田空港へと輸送し、そこで職員が受け取り持ち帰って検査するため結果判明にその分時間を要する。

鶏の殺処分は島内での炭酸ガスボンベの管理が困難なことから密閉できる容器内で水と重曹、クエン酸を混和し炭酸ガスを発生させる方法を想定している¹⁾。鶏死体等は焼却施設で焼却を想定しているが、焼却能力の都合上1日あたりの搬入量に制限があり長期にわたる搬入が必要である。鶏糞などは農場敷地内で埋却するスペースがないことから鶏舎内での発酵消毒を想定している。

防疫体制の再構築

1 八丈支庁管内の防疫体制と課題

島内ではAI対応を円滑に実施するために八丈支庁管内高病原性鳥インフルエンザ対策会議(以下、対策会議)を設置している。事務局は八丈支庁総務課及び産業課で構成組織は図1のとおりである。AI発生時の対応は対策会議で策定している八丈支庁管内における八丈支庁管内高病原

性鳥インフルエンザ対応マニュアル(以下、管内マニュアル)で規定している。

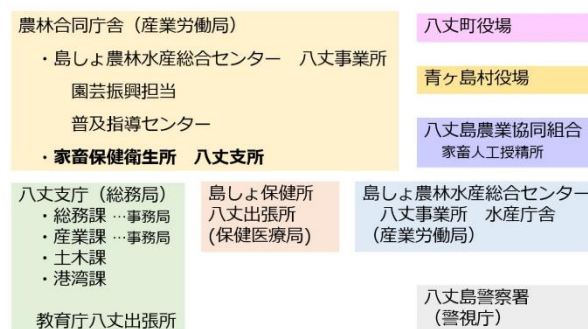


図1 八丈支庁管内AI対策会議構成組織

家保本所管内では毎年、AI発生に備え、獣医職以外からも関係部署から防疫要員を選任し、有事に速やかに動員される体制となっているが八丈支所管内は地理的条件から本土の防疫要員の動員は困難であることから代替として八丈島内都職員で構成する防疫補助員の設置を管内マニュアルで規定しており、防疫補助員の構成は支庁産業課から6名、島しょ農林水産総合センター八丈事業所から1名の合計7名である。また獣医職に限られる離島という特性上、保健医療局である島しょ保健所八丈出張所の獣医職1名が家畜防疫員として任命されている。

防疫補助員の役割の一つは発生疑い農場への立入時の支援で、家畜防疫員等の入退場補助、家保本所との連絡調整、検体の輸送等及び汚染物品の焼却施設への運搬補助であった。加えて家保八丈職員がいずれも島内不在の場合、保健医療局家畜防疫員が疑い農場へ立入りする体制(図2)となっていたが、一連の防疫措置でこれらの部分以外については動員体制の取り決めはなく、今回新規開業したA養鶏場での防疫措置を想定すると動員体制が不十分になる懸念が生じた。

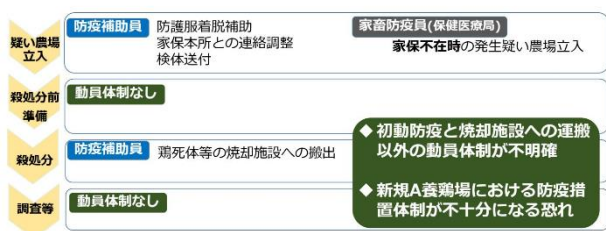


図2 家保を除く従来の動員体制

2 防疫補助員及び保健医療局家畜防疫員の役割拡充

そこで防疫補助員は発生疑い農場の立入から移動制限解除までの一連の防疫措置で幅広く支援可能な体制及び保健医療局家畜防疫員は家保の存否に関わらず、家保八丈の要請に応じて発生疑い農場への立入を行う体制に再構築できるよう関係機関と協議し、役割拡充の承諾を得た結果、防疫補助員は7名から12名に増員となった。協議結果を受けて、支庁産業課と協力し管内マニュアルの改定を行い対策会議において承認を得た。その結果、家保が一連の防疫作業において必要に応じ幅広く防疫補助員や保健医療局家畜防疫員を要請できる体制を構築できた(図3)。

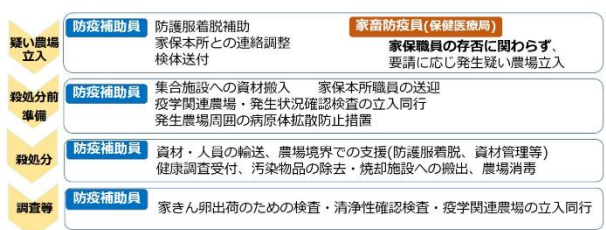


図3 動員体制の再構築

3 講習会及び演習の実施

防疫補助員には役割の拡充や新規に配置される職員も多いことから防疫補助員の役割やAI発生状況等について講習会を開催し、AI対応への理解醸成を図った。また同時に寄せられた意見

や質問を踏まえ動員体制の調整を行った。保健医療局家畜防疫員には発生疑い時の農場立入を想定し、実際の養鶏場において入退場方法の確認やスワブ採材、簡易キットの使用及び採血等の演習を実施した。

4 関係機関との連携強化

八丈支庁管内の野鳥関連業務は支庁産業課林務担当が担当するが、林務担当は島しょ部赴任で初めて野鳥の業務を担当すること多いことから、家保は簡易検査キットの使用演習や検体採材時の助言を行い、林務担当からは島内の野鳥の死亡状況や検査体制を報告する情報交換会を実施した。

島内の焼却施設は八丈町住民課が管轄している。現在使用されている焼却施設が昨年末で閉業し、令和6年1月から新施設での焼却が稼働したため汚染物品処分の方針を八丈町住民課と協議した。ただしこの新施設が正式に町有施設となるのは契約上4月以降で現状は仮業者が運営し、正式な運業者の決定はこれからである。運業者の決定次第、改めて八丈町を交えて詳細な焼却方針を協議する予定である。

防疫作業の負担軽減のため、一部の防疫作業について島内民間業者への委託を検討した。具体的には造園業者に発酵消毒を想定した鶏糞、敷料の集積及び想定される防疫拠点周囲を中心とした草刈り、害虫駆除業者には鶏舎内の消毒作業の委託を検討した。両業者には有事にこれらの作業を依頼する可能性があること伝え、実際にA養鶏場を視察のうえ作業費用の見積もりをもらい、有事に速やかに契約できる体制を構築した。

5 防疫資材の備蓄

防疫資材については、島内で購入できるものに限りがあり、資材の本土からの運送は船便が想定されることから到着に時間が掛かり天候不

順による遅延も考えられるため事前に備蓄する必要性があった。そこでA養鶏場について動員計画を作成し、一連の防疫措置で必要となる資材量を算出したうえで、島内の農協や商店等ですぐに調達できる資材の確認を行った。そして島内で十分量確保できない防護服やN95マスク等23品目の資材について事前購入などにより備蓄を行った(図4)。



図4 防疫資材の備蓄

まとめ

管内マニュアルを関係機関との連携により改定を行い、防疫補助員及び保健医療局家畜防疫員の動員体制を拡充し、講習会や演習を通じて作業内容の理解を深めた。加えて焼却施設や野鳥関係部門、島内民間業者とは情報交換及び協議を進め連携を強化した。また、防疫作業に速やかに取りかかれるよう管内の最大養鶏場で必要となる資材数を算出し、概ねの備蓄が完了した。今後も防疫体制の見直し及び関係機関との連携強化を継続し、より万全の体制を構築していく。

引用文献

1) 佐藤詩織, 桑山隆実: 島しょ地域における高病原性鳥インフルエンザ発生時の殺処分方法の検討, 平成 30 年度東京都家畜保健衛生業績発表会集録, 1-3, (2018)